

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO兼CIO 富士本 淳  
(東証スタンダード・コード 6425)  
問 合 せ 先 経営企画室 佐藤 暢樹  
(<https://www.universal-777.com/contact/>)

## 当社元取締役岡田和生氏による フィリピン最高裁判所への訴え棄却のお知らせ

2022年4月27日、フィリピン最高裁判所は、当社の元取締役である岡田和生氏（以下「岡田氏」といいます。）がフィリピンにおいて統合型リゾート施設「オカダ・マニラ」を運営する TIGER RESORT, LEISURE AND ENTERTAINMENT, INC.（以下「TRLEI」といいます。）を相手取って起こした訴訟（以下「本案訴訟」といいます。）に関し、岡田氏が TRLEI の役員等から解任される前の 2017 年の状況を維持するようにとのいわゆる原状回復命令（Status Quo Ante Order / 以下「SQAO」といいます。）を発出していました。

TRLEI ではフィリピン最高裁判所に対して本案訴訟の棄却及び当該 SQAO の再審理または取消しを申し立てておりましたが、今般、フィリピン最高裁判所は、本案訴訟について岡田氏の訴えを棄却する判断を下しました。本案訴訟における岡田和生氏の訴えを棄却したことで、フィリピン最高裁判所は昨年発出した SQAO も即時解除しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 決定のあった裁判所及び年月日  
フィリピン最高裁判所  
2023年11月13日

2. 決定の内容

フィリピン最高裁判所は、岡田氏の訴えは取締役選任に関する争議の提起期間を超えて提起されたものであると判断しました。また、岡田氏が、TRLEI の株主、取締役、会長及び CEO から適切に解任されたことも確認されました。

フィリピン最高裁判所は、岡田氏による TRLEI 株の保有は、TRLEI の親会社である Tiger Resort Asia Limited によって 2017 年に取り消された TRLEI 株式 1 株を保有する単なる名目上の株主であるにすぎず、さらに岡田氏の主張に反して、岡田氏は TRLEI の最終的な親会社である Okada Holdings Limited（以下「OHL」といいます。）の支配株主ではないと判断しました。これは、岡田知裕氏が OHL の大株主であることを事実上認めた日本及び香港の裁判所が下した判決に基づくもので、フィリピンでも本決定が最終的なものとして確定いたしました。

3. 今後の見通し

本決定により、フィリピン最高裁判所による SQAO も解除されることとなりました。これにより中断されていた同国内における金融機関との交渉が再開できることとなり、「オカダ・マニラ」の事業資金として発行した自己株式取得制限等の各種制限条項の付いた当社海外私募債の借換えなどを進めてまいります。今後公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上